

広報おうら広告掲載取り扱い基準

(目的)

- 1 広報おうらに、民間事業者等の広告（以下「広告」という。）を掲載するにあたり、その広告表現について、邑楽町有料広告掲載要綱及び邑楽町有料広告掲載基準に規定する事項のほか、必要な事項を定める。

(広告の大きさ)

- 2 縦 47.6 ミリメートル、横 86 ミリメートル

(広告掲載枠数及び位置)

- 3 広告掲載枠数は、町政情報提供に影響のない範囲とし、原則として、毎号 10 枠以内とする。広告掲載位置は申し込み順とする。

(広告掲載料金)

- 4 広告の掲載料金は 1 回につき 8,000 円とする。ただし、1 回の申込みで 3 月以上申し込んだ場合、下表のとおり割引制度を適用する。

3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
22,800	30,400	38,000	43,200	50,400	57,600	61,200	68,000	74,800	76,800
5%			10%			15%			20%

(広告掲載の決定方法)

- 5 掲載枠数を上回る申し込みがあったときは、邑楽町有料広告掲載要綱に定める優先順位により決定し、同一順位の場合には、抽選により決定する。

(広告の作成及び経費負担)

- 6 広告は、広告主の責任において作成し、その費用はすべて広告主が負担するものとする。

(掲載申し込み)

- 7 広告の申し込みは、以下のとおりとする。
 - (1) 掲載申し込みの締め切りは、広報紙発行日より 2 ヶ月前とする。
 - (2) 申し込みできる広告は、広報紙 1 号につき 1 件とする。
 - (3) 掲載を希望する場合は、「有料広告掲載申込書」に広告の内容又は原案を添付して、企画課へ提出する。

(版下作成)

8 版下は、町が指定する仕様で作成し、町が指定した期日までに提出する。

(ホームページ公開での取り扱い)

9 広報おうらを邑楽町ホームページに公開するときは、広告は削除することとする。

附 則

この基準は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

この基準は、平成 21 年 3 月 31 日から施行する。

この基準は、平成 22 年 3 月 31 日から施行する。

この基準は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。